

水産技術総合センター使用料条例をここに公布する。

平成 年 月 日

宮城県条例第 号

宮城県知事 村井嘉浩

水産技術総合センター使用料条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十八条第一項の規定に基づき、宮城県水産技術総合センター水産加工公開実験棟（以下「公開実験棟」という。）の機器の使用及び宮城県水産技術総合センター気仙沼水産試験場種苗生産施設（以下「種苗生産施設」という。）の使用に係る使用料に關し必要な事項を定めるものとする。

(使用料)

第二条 公開実験棟の機器を使用する者からは、別表第一号の表に掲げる上限額の範囲内において規則で定める使用料を徴収する。

2 種苗生産施設を使用する者からは、別表第二号の表に定める使用料を徴収する。

(使用料の徴収方法)

第三条 使用料の徴収については、知事の定めるところによる。

(使用料の減免)

第四条 知事は、特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第一条（宮城県水産技術総合センター気仙沼水産試験場種苗生産施設に係る部分に限る。）、第二条第二項及び別表第二号の規定は、規則で定める日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第二条関係）

種 別	上 限	額
原魚加工関連機器	一時間につき	七五〇円
調味加工関連機器	一時間につき	九五〇円
包装関連機器	一時間につき	三〇〇円
燻製関連機器	一時間につき	三五〇円
粉碎関連機器	一時間につき	一〇〇円

一 機器使用料

備考 使用時間に一時間に満たない端数があるときは、一時間に切り上げる。

二 施設使用料

一 区画一日につき

四〇〇円